

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 [更新](#)

当社は、コーポレートガバナンスを当社が経営理念に基づき、株主を始め、当社を取り巻く様々なステークホルダーに対する責任を果たすために、目指すべき経営ビジョンに向かって積極果敢に経営戦略を実行することを可能ならしめる仕組みと考えております。
なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針として、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を策定し、当社ウェブサイトにて開示しております。(<http://www.nakayamafuku.co.jp/ir/business/governance.php>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 [更新](#)

【機関投資家や海外投資家の議決権の電子行使に関わる環境整備 補充原則 1-2-4】

当社は、現時点での株主における国内外の機関投資家や海外の投資家の比率等に鑑み、議決権の電子行使は実施しておりませんが、今後の株主構成等に応じて適切な環境整備を検討してまいります。

【海外投資家等への英語での情報の開示・提供 補充原則 3-1-2】

当社は、英語による当社ウェブサイトの構築は実施いたしましたが、株主総会招集通知の英訳につきましては、今後の株主における海外投資家の比率等に応じて検討してまいります。

【取締役の報酬についてのインセンティブの付与 補充原則 4-2-1】

当社は、現在、取締役の報酬について中長期的な会社の成長に対するいわゆるインセンティブの付与を行っておりませんが、今後は当社の中長期的な成長と持続的な企業価値の向上に対するインセンティブを高める報酬体系の整備を図る必要があると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 [更新](#)

【いわゆる政策保有株式 原則 1-4】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(政策保有株式)をご参照ください。

【関連当事者間の取引 原則 1-7】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(関連当事者間の取引)をご参照ください。

【会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画 原則 3-1(1)】

当社ウェブサイトの該当ページ(<http://www.nakayamafuku.co.jp/vision/>)をご参照ください。

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 原則 3-1(2)】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」をご参照ください。

【取締役の報酬の決定に関する方針と手続 原則 3-1(3)】

当社ウェブサイトの該当ページ(<http://www.nakayamafuku.co.jp/ir/business/governance.php>)をご参照ください。

【取締役・監査役候補者の指名に関する方針と手續 原則 3-1(4)】

当社ウェブサイトの該当ページ(<http://www.nakayamafuku.co.jp/ir/business/governance.php>)をご参照ください。

【取締役・監査役候補者の指名についての説明 原則 3-1(5)】

「第70回定期株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類をご参照ください。

【経営陣に対する委任の範囲 補充原則 4-1-1】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(取締役会の役割・責務)をご参照ください。

【独立社外取締役の有効な活用 原則 4-8】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(独立社外取締役の有効な活用)をご参照ください。

なお、当社の取締役12名のうち2名が独立社外取締役であります。

【独立社外取締役の独立性判断基準及び資質 原則 4-9】

当社ウェブサイトの該当ページ(<http://www.nakayamafuku.co.jp/ir/business/governance.php>)をご参照ください。

【取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方 補充原則 4-11-1】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(取締役会・監査役会の実効性)第1項をご参照ください。

【社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合 補充原則 4-11-2】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(取締役会・監査役会の実効性)第2項をご参照ください。

【取締役会の実効性についての分析・評価 補充原則 4-11-3】

「第70回定期株主総会招集ご通知」の事業報告をご参照ください。

【取締役・監査役に対するトレーニングの方針 補充原則 4-14-2】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(取締役・監査役のトレーニング)をご参照ください。

【株主との建設的な対話に関する方針 原則 5-1】

「コーポレートガバナンス・ガイドライン」の(株主との対話に関する方針)をご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
中山福共栄会	1,775,476	8.78
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライストド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サポートフォリオ) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,094,200	5.41
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	998,724	4.94
象印マホービン株式会社	912,000	4.51
京セラ株式会社	907,800	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	890,200	4.40
中山福従業員持株会	727,592	3.59
中山修次郎	606,145	2.99
株式会社良善	490,000	2.42
中山善郎	452,100	2.23

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	12名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柴田直子	公認会計士											
竹田美知	学者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柴田直子	○	—	公認会計士としての高い見識と経験を、当社の健全な経営に活かすために社外取締役に選任しており、当社との間で利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定いたしました。
竹田美知	○	—	学識経験者としての幅広い知見を、当社の健全な経営に活かすために社外取締役に選任しており、当社との間で利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人である新日本有限責任監査法人との関係は、四半期毎に会合を設け会計監査人より報告を受けるなど連携を密にしております。また、内部監査室とは、適宜内部監査室が実施する内部統制評価結果の報告をうけるなど連携を密にし、随時必要な監査を実施しております。会計監査人と内部監査室との関係は、内部監査室が行う内部監査を通じ会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
辻芳廣	弁護士													
石川二郎	税理士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
辻芳廣	○	—	弁護士としての高い見識と経験を、当社の健全な経営に活かすために社外監査役に選任しており、当社との間で利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定いたしました。
石川二郎	○	—	税理士としての高い見識と経験を、当社の健全な経営に活かすために社外監査役に選任しており、当社との間で利害関係を有する立場になく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと考えられることから、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

4名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員賞与の中にインセンティブ相当分を充当していると考えているため、取締役へのインセンティブの付与については実施しておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

平成28年3月期における役員報酬等は下記のとおりであります。

取締役(社外取締役を除く。)の報酬等の総額 191,321千円(基本報酬 127,853千円、賞与 32,000千円、退職慰労金 31,468千円)

監査役(社外監査役を除く。)の報酬等の総額 19,070千円(基本報酬 15,600千円、賞与 1,600千円、退職慰労金 1,870千円)

社外役員の報酬等の総額 12,700千円(基本報酬 11,100千円、賞与 1,600千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 [更新](#)

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、当社の経営戦略の推進に関わる貢献度や業務執行に関わる成果、あるいは当社の企業価値の向上に資する能力など総合的に評価し決定することとしております。

取締役の報酬等につきましては、会社業績及び会社への貢献度を勘案し、従業員給与水準及び他社の報酬水準を参考にして、当社の役員報酬等規程に基づき株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、取締役会の協議により決定しております。

なお、上記の決定方法として「取締役の報酬の決定に関する方針と手続」を定めております。

また、監査役の報酬等につきましては、当社の業績等を勘案し、当社の役員報酬等規程に基づき株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、監査役会の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、企画本部が必要に応じて取締役会等における資料の事前説明や配布を行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役が窓口となって各種の連絡や情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

(取締役会)

当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。

(経営会議)

当社の経営会議は、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

(監査役会)

当社は、監査役会を原則月1回開催するなど、各監査役による監査実施状況及び結果について検証検討をしております。また、常勤・非常勤の全監査役が毎月開催される取締役会に出席し取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(リスク評価委員会)

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分

析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

(内部監査室)

当社の内部監査室は、期初に策定した「監査計画書」に基づいて計画的な内部監査を実施する一方、必要に応じ隨時内部監査を実施することで業務活動が適正かつ効率的に行われているか監査しております。また、社長特命による特別監査も必要に応じて行っております。

(会計監査人)

会計監査業務につきましては、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しており、四半期、年度末に偏ることなく、期中においても適宜監査を受けております。

なお、業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員業務執行役員 小市裕之

指定有限責任社員業務執行役員 笹山直孝

(注)監査補助者の構成は以下のとおりであります。

公認会計士 10名 その他 8名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社内取締役10名は各本部及び各支店より選任しており、取締役会を原則月1回開催する等、各取締役間の意思疎通が十分図られるとともに、迅速かつ、的確な経営判断が実行できる体制と考えております。また、より一層のガバナンスを向上するうえで、社外取締役を2名選任している他、社外監査役2名を含む計4名を独立役員に指定しており、それぞれ専門的な知見から適法性監査に留まらず、外部者の立場から取締役会等で積極的に意見し、経営全般について大局的な観点から助言を行っております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
株主総会招集通知の早期発送	平成28年3月期にかかる株主総会招集通知の発送については、法定の発送日より前に発送しております。
その他	株主総会の活性化には多様な株主の存在が必要であると考えて、平成17年10月3日付で1単元の株式数を1,000株から100株に変更しております。

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページのURLは下記のとおりであります。 http://www.nakayamafuku.co.jp/ ホームページには会社の概要、決算短信等の開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	常務取締役企画本部長兼経営企画部長兼EC企画部長 森本 徹が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「中山福グループの役職員行動規範」を平成18年4月26日付で制定し、ステークホルダーの立場の尊重に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人が法令、社会的規範を遵守し、さらに定款その他社内規程を遵守した行動の指針とする「中山福グループの役員行動規範」を定めて周知徹底を図っており、違反行為を発見した場合の通報制度としての、内部通報体制を構築しております。

また、当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固として拒否いたします。

監査役が取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、当社及び子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録や稟議書等の取締役の職務の執行に係る文書及びその他の情報の記録については、法令及び「文書取扱規程」その他関連諸規程に基づき、適正に保存・管理するとともに、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直しを行うことにしております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営環境の変化を踏まえ、「経営危機管理規程」に基づき、リスク評価委員会を中心として、事業活動に係る様々なリスク情報を収集・分析することで予兆を早期に発見し、未然に防止するための体制を構築しております。

また、リスクの管理状況について、定期的に取締役会及び監査役会に報告することで、業務執行に伴うリスクについて十分に分析・評価を行い、迅速に対応できる体制の構築を図っております。リスクが発生したときには迅速かつ的確な施策が実施できるように規程及びマニュアル等を整備して、リスク管理体制の向上を図っております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、職務権限及び業務分掌等の規程に基づき、取締役及び執行役員の決裁権限の内容等を定めることで、権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保する体制の構築を図っております。当社は、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

なお、「取締役会規程」により定めている事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行っております。また、経営会議を開催し、取締役と執行役員の経営情報の共有化を図り迅速な業務執行を実施しております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、事業活動の適正と効率性を確保するために当社取締役等を派遣し、監視、監督及び指導しております。また、子会社の事業状況については、当社取締役会において報告を受けることとしております。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、定期的な見直しを行うとともに、関係会社相互の緊密な連携と協力によって、グループ全体のリスクの低減を図っております。また、当社の「経営危機管理規程」によりグループ各社から適宜、報告を受けております。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社から派遣した取締役等に業務執行を委嘱し、子会社経営が効率的に行われることを確保しております。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「中山福グループの役員行動規範」の周知徹底を図るとともに、法令、定款その他社内規程及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の通報制度として内部通報体制を整備し、コンプライアンス体制の構築、維持、向上を図っております。

監査役による、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証する監査役監査の実施に加え、業務執行部門から独立した内部監査担当部門が、子会社のコンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施、確認を行います。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務の執行を補助すべき使用者を置くことを求めたときはこれに応じることとしており、内部監査室に監査役の職務の執行の補助を委嘱することにしております。

なお、不足する場合には別途直属の使用者を配置し、監査業務を補助することとしております。また、監査役補助者として配置した場合の人事考課、異動等については、監査役の意見を聞き、これを尊重することにしております。直属の使用者を配置した場合の使用者に対する人事考課については、監査役が行うことにしております。

(7) 当社の監査役の前号の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

内部監査室より監査役補助者として配置した場合は、内部監査室との兼職はせず専任することにし、直属の使用者を配置した場合の使用者についても専任することにしております。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は次の事項を監査役に報告することにしております。

・会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したとき又はそのおそれがある場合

・法令、定款に違反する行為を発見したとき又はそのおそれがある場合

・内部監査の結果及び内部通報内容

イ. 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

監査役は、取締役会、経営会議その他重要会議に出席し、取締役及び執行役員から担当業務の執行状況について、報告を受けております。使用者においては、内部通報体制により、内部監査室を通じて、報告する仕組みをとっております。

ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は、「関係会社管理規程」を定め、当社企画本部を事務局とし、監査役へ報告する体制をとっております。

(9) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、「内部通報規程」を整備し、当該通報者が不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

(10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じて、会計監査人・弁護士等に相談することができ、その費用は会社が負担するものとしております。

なお、当社の「監査役会規程」「監査役監査基準」により、適切に管理し必要に応じて運用上の見直しを行っております。

(11) その他当社の監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換をしており、また、内部監査担当部門と緊密な連携を保つとともに、監査役がその職務を執行するために必要と判断したときは、いつでも取締役又は使用人、内部監査担当部門に対して調査、報告等を要請することができるものとしております。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するために、財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制の構築、維持、向上を図っております。またその体制が適正に機能することを継続的に検証するために、内部監査室が内部監査を実施し、会計監査人と連携を図り、財務報告の信頼性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会勢力に対しては毅然とした態度で対応するとともに、不当要求行為等に対しては断固拒否することを基本的な考え方としております。

2. 反社会勢力排除に向けた整備状況

当社は、上記基本的な考え方を「中山福グループの役職員行動規範」に定め、当社グループ役職員に周知徹底を図っております。また、企業に対するあらゆる暴力を排除して、企業防衛を図ることを目的として、大阪府企業防衛連合協議会に加盟し、同協議会で開催される研修会に参加するなど、反社会勢力に関する情報収集に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 [更新](#)

(適時開示体制)

上場管理規程に基づく、決定事実、発生事実、決算情報などの適時開示情報は、当社の「内部者取引管理規程」に基づき、開示体制の構築・維持・向上を図っております。

